

教職員定数法改正による「30人以下学級実現」のための意見書

日々の教育の発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、益々教育現場では困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じた極めの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の1学級40名の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。

国としては新教職員定数改善計画で、8年間で小1～中3まで「35名学級」、小1と小2で「30名学級」の少人数定数をうちだし、今年4月から「1年生35名学級」がスタートしています。さらに、地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにともない、現在46道府県でなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実施されています。沖縄県においても2001年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1、2年生において状況が合えば「30人以下学級」の適応が行われています。しかし、沖縄県の財政状況ではこれ以上の推進は厳しいものがあります。

民主党を中心とする政権においても、予算配分を「コンクリートから人」との理念のもと、教育予算をGDP（国内総生産）の3.4%から5%に引き上げるマニフェストを示しています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。是非、教職員定数法の改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月29日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
沖縄及び北方対策担当大臣